

名張市電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、電子入札システムを使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に関し、法令及び「名張市条件付き一般競争入札運用基準」（平成16年1月1日制定）等に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

(対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、市長が電子入札で行うことを決定した案件を対象とし、「入札発注情報」において、電子入札案件である旨を明示する。

(電子入札に参加できる者)

第3条 電子入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は名張市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）を取得し、第5条により市の電子入札システムに利用者登録をしている者とする。

(入札参加者が使用するICカードの扱い)

第4条 電子入札システムに参加する者は、入札参加者の代表者（支店、営業所等が委任を受けて入札を行う場合はその支店、営業所等の長）の名義でICカードを取得するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者の名称又はICカードの名義人である代表者等に変更が生じたこと等により、ICカードが失効した場合において、旧ICカード使用届出書（様式第1号）を提出したときは、入札参加者資格者変更届の届出日から2月以内に限り、当該ICカードを電子入札に使用することができる。

(利用者登録)

第5条 電子入札を利用しようとする者は、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録しなければならない。

2 利用者情報を登録した入札参加者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者情報の変更を行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体等における特例)

第6条 入札参加者が特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体（名張市共同企業体取扱要領（平成23年名張市告示第7号）第2条に定める特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体をいう。）である場合は、当該企業体の代表者が代表者等の名義で取得したICカードにより入札参加するものとする。

(電子入札システム等の利用可能時間)

第7条 電子入札システム等の運用時間は次のとおりとする。ただし、名張市の休日を定める条例（平成元年名張市条例第1号）に規定する休日及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。

	電子入札システム	入札情報システム	電子入札 コールセンター
運用時間	午前8時から 午後8時まで	午前6時から 午後11時まで	午前9時から 午後6時まで

(入札の延期、中止等)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）若しくは中止又は紙入札に変更することができる。

- (1) システム障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したとき。
- (2) 電子入札システムの定期又は随時の保守点検を行うとき。
- (3) 電子入札システムの改修を行う必要があるとき。
- (4) 仕様書、設計書に重大な積算誤り等があったとき。

(参加資格確認申請書等の提出)

第9条 一般競争入札に参加する入札参加者は、市長が指定した日時までに、電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（又は入札参加申請書）及び「入札発注情報」で定められた提出書類を提出しなければならない。

- 2 第17条による場合は「名張市条件付き一般競争入札運用基準」に定める入札参加申請書及び「入札発注情報」で定められた提出書類を市に持参又はファクスにより提出するものとする。

(入札書等の提出)

第10条 入札参加資格があると認める入札参加者（以下「入札者」という。）は、「入札発注情報」に記載の入札書到着期限内に、電子入札システム上で入札金額等の必要事項をすべて入力した入札書を提出するものとする。また、工事費内訳書及び入札書の提出時に添付することを指定した書類（以下「工事費内訳書等」という。）の提出を求めている場合は、併せて提出するものとする。

- 2 提出した入札書及び工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を修正又は取消しをすることはできない。

(入札の辞退)

第11条 入札書提出締切日時までの辞退の申出は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。

- 2 第17条による場合及び入札書提出後は、市に持参又はファクスにより開札日前日（市の休日は除く）の午後4時30分までに入札参加辞退届出書（以下「辞退届出書」という。）を提出するものとする。ただし、開札日の2日前（市の休日は除く）までに市に

届いた場合に限り、郵送での提出も有効とする。

- 3 入札者は、提出した入札辞退届（書面による場合は辞退届出書）を修正し、又は撤回することはできない。

（入札の執行回数）

第12条 入札の執行回数は、入札案件1件につき1回とする。ただし、事前に「入札発注情報」に再度入札の案件であることを示している場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の場合において落札者がいないときは入札を打ち切り、入札者に対し電子入札システム等により通知するものとする。

（入札の無効）

第13条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1） 入札参加資格の無い者が入札書を電子入札システムに提出したとき。
- （2） 入札書提出締切日時において、入札書及び工事費内訳書等が電子入札システムに到着していないとき。
- （3） 他人のICカードを不正に取得し、名義になりすまして入札に参加したとき。
- （4） 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを利用して入札に参加したとき。
- （5） 同一の案件に対し、同一事業者が故意に複数のICカードを利用して電子入札に参加したとき。
- （6） 入札金額の表示を改ざん、又は訂正したとき。
- （7） 入札書に指定された入力項目が不明確な入札。
- （8） 工事費内訳書等を求めた場合において、これが添付されていない入札。
- （9） 入札金額が工事費内訳書等の合計金額と異なる入札。

（入札の失格）

第14条 次のいずれかに該当する入札者は失格とする。

- （1） 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。
- （2） 予定価格を超えた金額（物件売却に係るものにおいては、予定価格未満の金額）で入札をしたとき。

（開札について）

第15条 開札は、開札予定日時到来後、速やかに電子入札システムを使用して、開札事務従事職員2名以上で開札するものとし、入札者の立会を行わないものとする。

（くじによる落札者等の決定）

第16条 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじによるくじ引きを行い、落札者等を決定するものとする。

（紙入札の参加の取扱い）

第17条 入札参加者が次のいずれかに該当し、電子入札における入札手続きが継続できない場合は、第9条及び第10条にかかわらず、「入札発注情報」に記載の期限までに、入札参加申請書、入札書等を提出することができる。

- (1) ICカード記載事項の変更等によりその効力を喪失したとき。
- (2) 暗証番号の誤入力によりその使用が停止されたとき。
- (3) 破損等により使用できなくなった場合でICカード再発行の申請中であるとき。
- (4) 電子入札の導入を準備している場合で未だに準備が完了していないとき。
- (5) その入札参加者にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 紙入札による参加を希望する者は、市に「紙入札参加届出書（様式第2号）」を提出することで、当該入札に紙入札による参加を認めるものとする。提出は、市へ持参又はファクスするものとし、紙入札での参加を認められた者（以下「紙入札参加者」という。）は当該入札について、電子入札への移行は認めないものとする。

（紙入札を認めた場合の取扱い）

第18条 市は、前条の届出書を受理した場合は、速やかに紙入札参加者として電子入札システムに登録する。紙入札業者に登録された入札参加者は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

2 紙入札参加者における各種締切日時は、電子入札の各種締切日時と同一とする。

3 入札書及び工事費内訳書等は、封筒に入れ、封緘のうえ、市が指定する場所に指定する方法で郵送するものとし、持参による提出は認めない。

4 入札書にくじ番号が記載されていない場合は、当該入札者のくじ入力番号は、「000」とする。

（入札結果の公表）

第19条 電子入札における入札結果については、落札決定後、入札情報システム（市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）にて公表するものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。